

東川崎地区浸水対策に伴う  
事業手法検討及び事業者選定支援業務

実施要領  
(公募型プロポーザル)

令和元年7月

神戸市建設局下水道部

## 1. 案件名称

東川崎地区浸水対策に伴う事業手法検討及び事業者選定支援業務

## 2. 業務内容

### (1) 業務目的

東川崎地区は神戸駅の南東に位置する低地盤地区で、平成 30 年度には広範囲に亘り浸水被害が発生し、早急な浸水対策が必要な状況となっている。現在、既設の雨水ポンプ場により内水排水を行っているが、既設ポンプ場の内水排除区域を含めた新たなポンプ場計画のため、ポンプ排水区域の見直し、雨水管渠の整備検討を行っている。

本業務では、内水排除のための新雨水ポンプ場及び雨水管渠の整備を進めるにあたって、最適な整備手法及び施設の維持管理の検討を目的とし、民間の能力を活用した PFI 手法等（※）による事業手法の検討を行う。

併せて、事業者の募集に必要な書類等作成や選定委員会の運営支援など、事業者選定支援業務を行う。

（※）本実施要領等に示す PFI 手法等とは、神戸市 PFI 等指針（第 1 章 PFI の概要 p. 4～p. 17）に記載の手法を示す（以降、同じ）。必要に応じ、以下の URL よりダウンロードすること。

URL : <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/innovation/kobeppp/img/31pfipolicy.pdf>

### (2) 業務内容

別紙 1 「東川崎地区浸水対策に伴う事業手法検討及び事業者選定支援業務」仕様書による。

### (3) 業務規模（契約上限額）

金 37,010,520 円（消費税 8%込）

### (4) 業務期間

委託契約締結の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### (5) 履行場所

神戸市中央区東川崎町他

### (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

### (8) 市側から提供する資料、貸与品等

下記に定める資料を参考資料として提供する。参考資料を必要とする場合には、様式集の参考資料送付願兼誓約書（様式 3-1）を、令和元年 7 月 26 日午後 5 時 00 分までに持参又は郵送（必着）により事務局に提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時迄とする。

## ア 参考資料

- ・別紙 1 7. 貸与資料(2)「蟹川雨水幹線流域浸水対策基本計画および基本設計業務」（平成 31 年度）

## の検討内容の概要

イ 参考資料の取扱いにあたっては、以下の点に留意すること。

- ・市が提供する参考資料は、一般公開することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- ・参考資料の提供を受けた者は、参考資料を本事業に係る業務以外で使用しないこと。
- ・資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものでないことに同意すること。

ウ 参考資料の破棄

提供された参考資料及び複写等した参考資料は、企画審査会の日までに破棄すること。なお、破棄をした際は、様式集の参考資料破棄等届（様式3-2）を、市が指定する期日午後5時00分までに持参又は郵送（必着）により事務局に提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時迄とする。

### 3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2「頭書及び委託契約約款」を参照のこと

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4. 募集条件等

(1) 応募者の構成等

本業務に応募する者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。（ただし、神戸市共同企業体取扱要綱で定める共同企業体を指すわけではない。）
- イ 企業グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- ウ 企業グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。
- エ 企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員、または単独企業として重複応募出来ないものとする。

オ 本業務を複数の企業が担う場合は、すべての企業を構成員に含めなければならない。

## (2) 応募資格

ア 応募者（企業グループの場合、構成員のすべて）は、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ・ 平成 30・31 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- ・ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

イ 応募者（企業グループの場合、構成員のいずれか）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ・ 平成 21 年度以降に国や地方公共団体又は、その他の公共団体から PFI 手法等の発注方式による民間活力導入に関する検討、若しくは事業者選定に関する支援業務の受託実績があること。
- ・ 事業者の募集に必要な書類等作成業務の部分は、下記の①若しくは②の条件を満たす技術者を各 1 名以上配置するものとする。なお、①、②の条件を両方満たす技術者は 1 名配置とすることができる。
  - ① 技術士（上下水道部門-下水道）の資格を有し、下水施設である処理場又はポンプ場の設計業務の経験を有する者
  - ② 技術士（上下水道部門-下水道）の資格を有し、シールド工事又は推進工事の設計業務の経験を有する者

## 5. スケジュール

(1) 公募開始	令和元年 7 月 12 日（金）
(2) 事前登録書兼誓約書の提出期限	令和元年 7 月 26 日（金）午後 5 時 00 分まで
(3) 応募資格決定通知	令和元年 8 月 2 日（金）
(4) 質問受付締切	令和元年 7 月 26 日（金）午後 5 時 00 分まで
(5) 質問に対する回答	令和元年 8 月 2 日（金）
(6) 企画提案書の提出期限	令和元年 8 月 27 日（火）
(7) 企画審査会（ヒアリング）	令和元年 9 月 13 日（金）（予定）
(8) 選定結果通知	令和元年 9 月 24 日（火）
(9) 契約締結・業務開始	令和元年 9 月下旬（予定）
(10) 業務完了	令和 3 年 3 月 31 日

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 事前登録手続き及び応募資格決定通知

- ア 受付期間 令和元年 7 月 12 日から令和元年 7 月 26 日午後 5 時 00 分まで  
事務局まで持参又は郵送（必着）により提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時迄とする。

- イ 提出書類 様式集の事前登録書兼誓約書（様式 1-1）のとおり
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出場所 建設局下水道部経営管理課
- オ 応募資格決定通知 令和元年 8 月 2 日に E メールにより通知する。
- カ その他 本市からの応募資格決定通知において、応募資格がないと認められた場合、説明要求書（様式 1-2）を提出することができる。提出する場合、令和元年 8 月 16 日午後 5 時 00 分までに事務局まで持参又は郵送（必着）により提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時迄とする。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和元年 7 月 12 日から令和元年 7 月 26 日午後 5 時 00 分まで
- イ 提出方法 実施要領等に関する質問書（様式 2-1）に記載し、事務局まで持参又は郵送（必着）又は E メールにより提出すること。持参による場合は、(1)アのとおりとする。（Eメールの場合、添付ファイル容量は、7MB までとする。）
- ウ 回答 応募者全者に対して（企業グループの場合は代表企業）、令和元年 8 月 2 日に E メールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書類提出時に提出を求める書類
  - (ア) 企画提案書提出時の確認書類（様式 4-1～4-3）
  - (イ) 見積書（様式 5-1）
 

見積金額は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算すること。
  - (ウ) 企画提案書類（様式 6-1～6-6）
 

表紙、目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、以下の項目について記載すること。記載の無い場合には、審査対象外となる場合がある。

    - ① 業務実施体制
      - ・業務実施体制（社内・社外の支援体制含む）について記載すること。
      - ・技術士の資格内容、所有者について記載すること。
    - ② 予定担当者調書
      - ・予定担当者の氏名を記載すること。
      - ・予定担当者は、最大 4 名まで記載し、併せて担当する役割及び有する資格を記載すること。
      - ・予定担当者に対する要件は、以下に示す PFI 手法等の発注方式による同種又は類似の業務実績を有する者とする。
      - ・予定担当者の平成 21 年度以降、以下に示す PFI 手法等の発注方式による同種又は類似の業務実績について、3 件を上限として記載すること。

【同種業務実績】

      - ・民間活力導入可能性調査
      - ・事業者選定支援業務

### 【類似業務実績】

- ・PFI 手法等の事業に関する業務

#### ③ 業務の内容に係る企画提案

業務の内容に係る企画提案について具体的に記載すること

- ・業務の進め方について（様式 6-4）
- ・官民のリスク分担についての考え方（様式 6-5）

#### ④ 実施スケジュール

本業務について、応募者が考える具体的なスケジュールを記載すること。（様式 6-6）

#### (エ) PFI 手法等の発注方式による業務の受託実績等（様式 7-1, 任意様式）

- ・4. (2) イに示す平成 21 年度以降の業務受託実績及び成果の概要を記載すること。
- ・業務受託実績には、受託先、受託業務名、受託金額、受託期間、企業グループでの参加の場合は業務の役割を記載すること。

#### (オ) 情報保護に関する規定（様式 8-1, 任意様式）

- ・委託業務に係る個人情報等の漏洩やデータ流出事故を防止するため、社内で定めている情報の安全管理規定を記載すること。

#### イ 企画提案書の仕様等

##### (ア) 原則 A4 版縦として、文章は横書きとする。

##### (イ) 表紙の次に目次（任意様式）を作成すること。

##### (ロ) 各項目は事務局指定の枚数、指定人数、指定件数以内で作成すること。超過した枚数や人数及び件数に対する提案内容については、評価の対象外とする。

##### (エ) 正本については、表紙に表題（東川崎地区浸水対策に伴う事業手法検討及び事業者選定支援業務企画提案書）、提出年月日、所在地、社名、代表者名（代表者印を押印）、連絡先（担当者名、電話番号、携帯電話番号、電子メールアドレス）を記載し、左綴じすること。

##### (オ) 正本の写しについては、左綴じとし、代表者印は不要とする。

#### ウ 受付期間

令和元年 7 月 12 日から令和元年 8 月 27 日午後 5 時 00 分まで

事務局まで持参又は郵送（必着）により提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時迄とする。

#### エ 提出部数

正本 1 部、正本の写し 2 部

#### オ 提出場所

建設局下水道部経営管理課

## 7. 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、別紙 3 に示す配点表に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

### (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、東川崎地区浸水対策に伴う事業手法検討及び事業者選定支援業務受託者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

## ウ 企画審査会（ヒアリング）の開催

(ア) 開催案内 応募者は企画審査会（ヒアリング）に出席すること。令和元年8月27日の企画提案書等の提出締切り後、事務局にて提出書類の記載事項について書類審査を行い、その結果及び企画審査会（ヒアリング）の開催案内（時間割等）を応募者に連絡する。企画審査会は、令和元年9月13日を予定している。

(イ) 場所 神戸市建設局下水道部庁舎内

(ウ) 内容・方法 企画審査会（ヒアリング）当日は、提案内容に対する本市からのヒアリングを行う。本市からのヒアリング時間は20分（企画提案書の説明10分、質疑回答10分）を予定している。（応募者数により変更の可能性あり）

(エ) 留意事項 企画審査会（ヒアリング）に出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選定しないこととする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、当該事由が発生した後速やかに事務局へ電話にて連絡することとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、その複数の応募者のうち、審査項目「提案内容に対する評価」の合計点が最も高い応募者を業務受託予定者とする。それでも同点の場合には、くじ引きにより選定する。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 正当な理由なく企画審査会（ヒアリング）を欠席すること

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

ウ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

エ 受託者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。公表内容は、業務受託予定者名及びその総得点、次点以下については総得点のみとする。

## 8. その他

### (1) 応募辞退

事前登録書兼誓約書の提出後、やむを得ない事情により応募の辞退を行う場合には、応募辞退届（様式9-1）を提出すること。なお、応募辞退届の提出後は、いかなる理由があっても本プロポーザルへの再応募は認めない。

### (2) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・受託者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報

公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。

(3) 事業への応募及び参加

本業務の受託者は、本業務により事業者を選定する事業の応募者及び参加者にはなれないものとする。

(4) 事務局（提出先、問い合わせ先）

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸 3F

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号 078-806-8709）

電子メールアドレス：gesui\_gyomu\_kobo@office.city.kobe.lg.jp